

第 1 5 7 回

群馬県都市計画審議会

議 事 録

開催日時	平成 2 3 年 6 月 1 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分 ~ 2 時 3 0 分
場 所	群馬県庁 2 9 階第 1 特別会議室

第157回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成23年6月15日(水) 午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、日垣由美、森田哲夫、小山 洋、下保 修(代理 松山隆雄)、
宮本敏久(代理 久保正樹)、織田沢俊幸、星名建市、笹川博義、
小川 晶
- 4 欠席委員 原田寛明、田中麻里、木村 榮、宮前鍬十郎、吉田達哉
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 荒巻課長 高坂次長 今井次長
建築住宅課 石山次長
- 6 議案
第1号議案 館林都市計画道路(3・4・16号122号線ほか4路線)の変更について
第2号議案 館林都市計画区域内(篠塚)産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第3号議案 館林都市計画区域内(赤堀)産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第4号議案 前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第157回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

大変お待たせいたしました。ただ今から、第157回群馬県都市計画審議会を開会いたします。私は、4月から群馬県都市計画課長になりました、荒巻でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について、御報告いたします。本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在10名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数(2分の1以上)に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局から御報告させていただきます。

(事務局)

お手元の群審報第97号をご覧ください。前回の審議会以降、若干の委員が変更となりました。市町村の長を代表する者として真塩委員が退任されまして、宮前鞆十郎委員が就任されました。県議会の議員として、平田委員、狩野委員、萩原委員、後藤委員が退任されまして、織田沢俊幸委員、星名建市委員、笹川博義委員、小川晶委員が就任されました。市町村の議会の議長を代表する者として、南雲委員が退任され、吉田達哉委員が就任されました。

(事務局)

それでは開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第157回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはお忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日の議案は、お手元に配布した次第のとおり、審議案件4件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いいたします。今回は森田委員さんと日垣委員さんをお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお、本日の議案は、いずれも単独上程といたします。

議案の説明は、幹事からいたしますが、議案によっては関係者の方に補助説明をお願いする場合がございますので、御了承を願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについて、御検討をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないと判断いたします。従いまして、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることをご提案申し上げます。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案についてはいずれも公開ということで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、そのようにさせていただきます。事務局から本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

(事務局)

本日の傍聴者でございますけれども、第1号議案0名、第2号議案1名、第3号議案3名、第4号議案3名でございます。一般傍聴者は、合計7名でございます。

(議長)

では、前回と同様に一般の傍聴者については議案ごとの入れ替えを行うことといたします。

第1号議案 館林都市計画道路(3・4・16号122号線ほか4路線)の変更について

(議長)

ただいまから議案の審議を行います。第1号議案館林都市計画道路の変更についてを上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の高坂と申します。

それでは、第1号議案「館林都市計画道路(3・3・16号122号線ほか4路線)の変更について」説明します。お手元の議案書2ページを御覧下さい。

お手元の添付図面の図-1又はスクリーンを御覧下さい。

総括図として、3・3・16号122号線、3・4・17号南部環状線、3・4・60号矢島南大島線、3・4・61号南大島江口線、3・4・62号江口大佐貫線の位置を示しています。また、参考として、今回の3・3・16号122号線の変更に伴い変更される、市決定の3・4・9号茂林寺中通り線の位置も示しています。赤線が起終点の位置又は幅員を変更する区間、青線が変更しない区間となっております。

122号線は、明和町の埼玉県境から館林市の国道354号までを結ぶ主要幹線道路であり、慢性的な交通渋滞が発生している現道の国道122号のバイパスとして、また館林

都市圏の骨格を形成する環状道路の一部として、都市計画決定された重要路線となっております。122号線の変更内容につきましては、当該道路の事業化に伴い自転車歩行者道幅員を4mから3mに見直したことにより、道路幅員を27mから25mに変更するものです。変更理由としましては、議案書2ページの理由にも記述しておりますが、現道の国道122号の歩行者が少ないこと、開発が抑制されている市街化調整区域であること等から変更を行おうとするものです。

スクリーンを御覧下さい。自転車歩行者道幅員の見直しを行ったポイントといたしまして、道路構造令が改正されたことが挙げられます。当初の都市計画決定が行われた当時の道路構造令においては、自転車歩行者道の幅員分類について、交通量による数値基準がなく、122号線は「標準」の4.0mを採用していました。しかし、平成13年4月の改正により、自転車歩行者道の交通量による数値基準が設定されまして、1日に500人から600人の利用があった場合を「交通量が多い」、それ未満を「その他」と定めることになりました。

現道の国道122号の交通量を平成21年11月に測定した結果、1日あたり43人であり、また、自転車歩行者道の主要な利用者となる周辺小中学校の通学者数も、全員が122号線を通行したとしても1日あたり200人程度であり、「交通量が多い」とはいえない状況でした。さらに、市街化調整区域であるため開発は抑制され、今後の自転車歩行者道の交通量は横ばい、又は減少することが想定されます。このようなことから、自転車歩行者道の交通量は「その他」に分類され、幅員は3.0mが妥当であると判断いたしました。また、122号線は車線数を定めていないため、新たに車線数を決定します。

続いてほか4路線についてですが、122号線の幅員変更に伴い、122号線に接続する南部環状線、矢島南大島線、江口大佐貫線の3路線については、起終点が変更されるため延長の変更を行い、併せて車線数の決定を行います。

また、明和町で南北方向に計画されている南大島江口線は、今回変更する都市計画道路と環状道路を形成しており、今回の変更に伴って、車線数の決定を行います。

お手元の添付図面の図-2又はスクリーンを御覧下さい。群馬・埼玉県境である122号線の始点から、江口大佐貫線が接続する箇所の計画図となります。変更前を黄色、変更後を赤色に示しております。黒線は変更なしの区間を示しております。

図-3又はスクリーンを御覧下さい。122号線に矢島南大島線が接続している箇所の計画図を示しています。図-4又はスクリーンを御覧下さい。122号線に南部環状線が接続している箇所の計画図を示しています。図-5又はスクリーンを御覧下さい。122号線の終点部の計画図を示しています。図-6又はスクリーンを御覧下さい。122号線の変更前後の標準横断面図となります。この変更により、自転車歩行者道幅員が4mから3mに減少となり、これに伴いまして、一般部では幅員は25mに、交差部では27mに変更となります。

ただいま説明しました、第1号議案については、去る平成23年1月21日から2月4日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、去る平成23年4月12日から4月26日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わりにします。よろしくご審議の程、お願いします。

(議長)

それでは本案に係わるご意見、ご質問等をお願いします。

(森田委員)

やはり気になるのは、3・3・16号の幅員の変更について、27mで決定されたものが、道路構造令の改正に伴い25mになるとのことであり、歩行者交通量からみても大丈夫ということですが、特に変えないまま27mとしておく選択肢もあったと思いますが、25m変えた理由を教えてください。

(事務局)

経済的な理由でございます。本県は道路整備が遅れている状況にあり、幅が狭くなれば用地費も安くて済むこともありますし、その分、早期供用が図れると思います。

(森田委員)

この赤い部分の変更で、下の青い部分を変更しない区間で、上下で幅員が変わってしまうわけですが、都計道と接続はスムーズですか。

(事務局)

こちらの昭和橋の方は、この県道から下の部分は道路種別を変えて考えておきまして、歩道幅員は3mで整備中でございます。従って、3mの歩道が起点から354号線まで続くように計画してございます。

(議長)

他にございますか。それでは、質問もないようでございます。本案について原案のとおり決定すること致します。

(議長)

異議がないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

第2号議案 館林都市計画区域内(篠塚)産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

次に、第2号議案館林都市計画区域内(篠塚)産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

建築住宅課の石山と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、「第2号議案館林都市計画区域内(篠塚)産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合に限り建築できることになっております。

本議案は、この規定に基づいて許可申請がなされたものであり、特定行政庁として群馬県知事が所管する区域に設置する産業廃棄物処理施設であるため、許可権者であります群馬県知事から審議会に付議し、今般ご審議いただくものでございます。

それでは、議案の概要を説明させていただきます。議案書3ページをご覧ください。付議書の写しでございます。群馬県知事からの付議となっております。

続いて4ページが施設の概要となっております。

【名称】館林都市計画区域内（篠塚）産業廃棄物処理施設

【用途地域】指定なし、市街化調整区域

【申請者住所氏名】群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩2931番地1

株式会社緑のリサイクル 代表取締役 山下 茂

【所在地】邑楽郡邑楽町大字篠塚字八丁38番1、他6筆

【敷地面積】6,644.39㎡

【主な施設】一般廃棄物及び産業廃棄物の中間処理施設

【処理能力】木くずの破砕 1日当たり処理能力240トン

建物の延べ面積

申請部分 1,488.67㎡

申請以外の部分 0.00㎡

合計 1,488.67㎡

本施設は、処理能力が1日あたり5トンを超える木くずの破砕施設であり、建築基準法第51条で規定する「その他政令で定める処理施設」に該当することから、同条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。

なお、本施設は、産業廃棄物としての木くずの他、一般廃棄物としての木くずも処理する計画でございます。一般廃棄物につきましては、邑楽町に都市計画審議会がございますので、そちらで御審議いただく予定です。

申請者であります株式会社緑のリサイクルは、平成15年に設立され、造園業と一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分を主な事業としてきております。

このように同社は、既に木くずの破砕施設を持ってありますが、顧客から従前以上の処理量を持ち込みたい旨の要望があり、この要望に応えるため、今般、新たな敷地において木くずの破砕施設を設置しようとする計画でございます。

それでは、添付図面を説明させていただきます。スクリーン又は、図-8をご覧ください。

都市計画図において申請地の位置を示しております。中央下の赤い部分が申請地であります。申請地は、館林都市計画区域内にあり、同区域内の鞍掛第二工業団地、工業専用地域に隣接し、邑楽町役場から南西へ2.65キロメートル離れた邑楽町と千代田町の境界付近の市街化調整区域に位置しております。スクリーン又は、図-9をご覧ください。

付近見取り図でございます。赤色で示した部分が、今回の申請地でございます。

緑色が、申請敷地に関わる道路、水色が工場、黄色が住宅を示しております。また、オレンジ色の矢印が搬入・搬出車両の通行経路であります。道路を挟んで、東側に工業団地

内の工場があります。また、申請敷地から最も近い住宅は北側に55メートルほど離れております。

周辺住民への説明につきましては、周辺300m以内、図の青い円の中の住宅、及び区長、区長代理へ個別に事業計画の説明を行い、ご理解をいただいております。

車両の搬出、搬入経路でございますが、町道幹線6号線及び県道赤岩足利線等を利用して行われ、10トン車にて1日当たり、搬入10台、搬出10台の計20台程度を予定しております。いずれも、9時から17時の間に行う予定でございます。前面道路は、通学路になっておりませんが、県道までの接続道路区間の運搬車両は、徐行運転を計画しております。スクリーン又は、図-10をご覧ください。

こちらは、敷地の建物の配置状況を示したものでございます。黄色で塗られたものが本申請敷地内の建物で、緑が緑地帯を示しております。申請建築物が破砕機のある工場棟で、が事務所棟となります。敷地内の右側、方位ですと北側の貯留池は雨水排水を処理するものであります。車両の出入りにつきましては、図の右側、方位ですと北側及び下側、方位ですと東側の町道から行われます。各々の道路幅員は約7.5m及び約6.7mとなっております。スクリーン又は、図-11をご覧ください。

こちらは、工場棟の平面図に処理工程を示したものであります。廃棄物は、右上の入り口から搬入され、の産業廃棄物の処理前保管場所に積み下ろされます。処理前保管場所からは、重機にて破砕機に投入され、破砕処理が行われます。破砕処理された木材は、木材チップとダストに分別され、一時保管された後、運搬車両にての出口より搬出されます。スクリーン又は、図-12をご覧ください。

こちらは手続関係の状況を示したものです。左上の囲みにあります廃棄物処理施設に係わる廃棄物処理法上の事前協議につきましては、去る2月28日に終了しております。施設の設置許可につきましては「審査中」となっておりますが、5月9日付けで許可となっております。中央の「ピンク色の囲み」は、建築基準法第51条の許可の手続きを示しております。同許可を取得後、右側囲み4の(1)の都市計画法29条許可を取得の上、5の囲みにあります建築確認申請を行う予定となっております。

添付図面の説明につきましては以上でございます。続きまして、補足説明をさせていただきます。補足説明につきましては、スクリーンでの説明とさせていただきます。まず、こちらは処理工程図でございます。解体現場などから排出される廃木材等は、破砕処理され、製品チップになります。製品チップは発電用燃料として再利用されます。続きましては、木くずの破砕処理前及び処理後の写真でございます。最後に見ていただきますのが、施設の立面図でございます。予定建築物の高さは最高13.2mとなります。

最後になりますが、本申請にあたっては、生活環境影響調査を行っておりますが、その報告書の中で、粉塵、騒音、振動、水質、臭気のいずれの項目も、規制値以内、又は問題が無いと評価されております。また、邑楽町長からは都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。以上のことを踏まえ、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で第2号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

本案にかかるご意見、ご質問等をお願いします。

(笹川委員)

処理前の廃棄物の保管場所とチップのじか置きは建屋の中でしょうか。他には置かないということでしょうか。

(事務局)

こちらに搬入して、ここに積みまして処理をして、チップを中に置いて出します。ここに置ける分だけを搬入して、野積み等は考えておりません。

(笹川委員)

他には置かないということで、今後もその計画はない。

(事務局)

はい、そのように聞いております。

(議長)

他にいかがでしょうか。

御質問もないようであります。本案について都市計画上の支障なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、そのように決定いたします。

第3号議案 館林都市計画区域内(赤堀)産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

続きまして、第3号議案館林都市計画区域内(赤堀)産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

「第3号議案 館林都市計画区域内(赤堀)産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を説明させていただきます。

本議案につきましても、先程の第2号議案同様、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき許可申請がなされたものであり、許可権者であります群馬県知事から審議会に付議し、今般ご審議いただくものでございます。

議案書5ページをご覧ください。付議書の写しでございます。群馬県知事からの付議となっております。続いて6ページが施設の概要となっております。

【名 称】館林都市計画区域内（赤堀）産業廃棄物処理施設

【用途地域】工業専用地域

【申請者住所氏名】群馬県館林市苗木町2548番地

株式会社鴉商 代表取締役 鴉崎勝一

【所在地】邑楽郡邑楽町大字赤堀字雲雀3318番1

館林市近藤町字雲雀415番1

【敷地面積】3,142.93㎡

【主な施設】産業廃棄物中間処理施設

【処理能力】廃プラスチックの破砕 1日当たり処理能力15.2トン

建物延べ面積

新築の申請部分 1,281.70㎡

用途変更の申請部分 4.99㎡

申請以外の部分 0.00㎡

合計 1,286.69㎡

本施設は、処理能力が1日あたり6トンを超える廃プラスチックの破砕施設であり、建築基準法第51条で規定する「その他政令で定める処理施設」に該当することから、同条ただし書きの許可の申請の申請を行おうとするものでございます。

なお、本施設は、廃プラスチックの他、木くず、がれき類の破砕も行う予定であります。処理容量から建築基準法第51条許可の対象外となっております。

許可申請者であります株式会社鴉商は、昭和48年に古物商許可を取得し鴉崎商店として創業しております。その後、平成2年に株式会社鴉商に組織変更し、産業廃棄物及び一般廃棄物収集運搬業を主業務としております。また、平成12年に群馬県再生事業の登録を取得し、古紙・ダンボール類の圧縮梱包施設を群馬県館林市にて稼働し、平成16年には、廃プラスチック類の中間処分業の許可を取得し現在に至っております。

今般、得意先である多数の排出事業所などから、廃プラスチック類などの産業廃棄物を破砕処理して欲しいとの要望があり、企業として業績の向上及びリサイクル推進を目指すという観点から、現在の処理施設の近隣にある現有駐車場に新たな処理施設を設置し、廃プラスチック類の処理を行いたいと考え、本申請に至った次第です。

それでは、添付図面を説明させていただきます。スクリーン又は、図-13をご覧ください。

都市計画図において申請地の位置を示しております。中央左下の赤い部分が申請地であります。申請地は、館林都市計画区域内の工業団地内にあり、東武伊勢崎線館林駅から南西に2.5キロメートル離れた邑楽町と館林市の境界の工業専用地域内に位置しており、敷地の一部に館林市の行政区域が含まれております。

スクリーン又は、次に図-14をご覧ください。付近見取り図でございます。赤色で示した部分が、今回の申請地でございます。緑色が、申請敷地に関わる道路、青色が工場、黄色が住宅を示しております。また、赤色の矢印が搬入・搬出車両の通行経路であります。申請敷地は工場に囲まれたところに位置しております。また、申請敷地から最も近い住宅は、工場を介して南に240メートルほど離れております。周辺住民等への説明につきましては、工業団地内の企業及び概ね300mの範囲の住民の方に事業計画の説明を行ったところ、特に要望、意見は無かったとのことでございます。運搬車両の搬出、搬入でござ

いますが、3トンから10トン車にて1日当たり、搬入10台、搬出5台の計15台程度を予定しております。いずれも、8時から17時の間に行う予定でございます。通学路につきましては、南北にはしる搬入主要道路が該当しておりますが、歩車道分離であり安全は確保される計画でございます。スクリーン又は、図-15をご覧ください。

こちらは、敷地の建物の配置状況を示したものでございます。黄色で塗られたものが本申請敷地内の建物で、緑が緑地帯を示しております。申請建物 が破砕機のある工場棟で、 が事務所棟となります。 の建物が既存の物置であります。車両の出入りにつきましては、図の右側から行いますが、敷地の一部を車路とし、町道17-24号線とあわせ、幅員を7mとすることで、出入りを容易にしております。

スクリーン又は、図-16をご覧ください。こちらは、工場棟の処理工程を示したものであります。廃棄物は、搬入車両で工場棟の の入口から搬入され、計画では、 から の保管施設3箇所に廃プラスチック類を分けてストックする予定です。そこから改めて の選別ヤードで選別し、破砕機に投入します。破砕したものは、 の保管施設で保管され、搬出車両で の出口より搬出されます。スクリーン又は、図-17をご覧ください。

こちらは手続関係の状況を示したものです。左上の囲みにあります廃棄物処理施設に係わる廃棄物処理法上の事前協議につきましては、去る2月18日に終了しております。中央の「ピンク色の囲み」は、建築基準法第51条の許可の手続き示しております。本件につきましては、右側囲み4(1)の都市計画法の許可は不要でありますので、51条許可を取得後、5の囲みにあります建築確認申請を行う予定となっております。添付図面の説明につきましては以上でございます。

続きまして、補足説明をさせていただきます。補足説明につきましては、スクリーンでの説明とさせていただきます。まず、こちらは処理工程をイラストにしたものでございます。解体現場などから排出される廃プラスチック類等は、保管場所に保管されます。その後、選別ヤードで異物等を取り除き、重機にて破砕機に投入します。処理されたものは、保管場所に一時ストックされ運搬車にて搬出されます。続きましては、廃プラスチック類の破砕処理前及び処理後の写真でございます。破砕処理後は、契約先の減容固化施設にて固形燃料として再資源化されます。最後に見ていただきますのが、施設の外観イメージ図でございます。

外観の色は周囲の環境にあわせた配色を計画しております。予定建築物の高さは最高12.8mとなります。

最後になりますが、本申請にあたっては、生活環境影響調査を行っておりますが、その報告書の中で、粉塵、騒音、振動、水質、臭気のいずれの項目も、規制値以内、又は、問題が無いと評価されております。また、邑楽町長及び館林市長からは都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。以上のことを踏まえ、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

本案にかかるご意見、ご質問をお願いいたします。

(森田委員)

ご説明にもありましたが、51条の対象外で、がれきと木くずを処理する部分があるということでしたが、この敷地の中のどこかにあるのですか。

(事務局)

破砕機自体は 1 つですので、搬入してきたものを 2 つで大まかに分けまして、日にちや時間帯で破砕機にかけて処理する。木くずは、木くずを処理する。 1 にある破砕機から出たものは、こちらにもコンテナがありまして、破砕されてものは木くずは木くずのコンテナでトックしておく、廃プラなら廃プラのみを処理する。破砕機自体は 1 つでございます。

(森田委員)

申請でほとんどが新築に見えるのですが、その色が付いている部分が新築ですが。

(事務局)

こちらが現在、鴉商の駐車場になっておりまして、こちらが既存で残っております。既存は物置なので、敷地全体とすれば産業廃棄物処理施設になりますから、用途変更という位置づけとしてご説明させていただきました。

(議長)

他にはよろしゅうございますか。それでは本案について、都市計画上の支障なしとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

第4号議案 前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

それでは、第4号議案前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたします。この議案につきましては、前回の審議会で継続案件としてさらに何点か調査していただくことになった議案の審議に入りたいと思います。

それでは、事務局の方から前回の後の調査結果などの報告をお願いします。

(事務局)

本件につきまして、前回の調査結果を説明する前に、今回初めて御審議いただく委員様もおられますので、前回と重複する部分もございますが、改めて概要の説明をさせていただきます。付議書の7ページをご覧ください。本議案については、前橋市長からの付議でございます。8ページを御覧ください。

【名称】前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設

【用途地域】指定なし 市街化調整区域

【申請者住所氏名】前橋市西大室町2 1 1 6番地1

有限会社ヤマ・エンタープライズ 代表取締役 山越泰明

【所在地】前橋市西大室町4 3 7 - 1他

【敷地面積】4,561.85㎡

【主な施設】産業廃棄物処理施設

【処理能力】がれき類の破碎 1日当たり304トン

建築面積 申請部分 86.10㎡

申請以外の部分 432.19㎡

合計 518.29㎡

延べ面積についても同様でございます。

本施設は、1日当たりの処理能力が5トンを超えるがれき類の破碎処理施設であり、建築基準法第51条の「その他政令で定める処理施設」に該当することから、同法第51条ただし書の許可の申請の申請を行おうとするものでございます。

では、前回の審議会において、会長様より、前橋市に対し主に3点と県に対し1点の検討課題をいただいておりますので、これらの点について御報告をさせていただきたいと思っております。まず、前橋市に対する検討課題3点について申し上げますと、1点目が、「地元住民の意向と前橋市の考え」2点目が、「事前協議書に対する前橋市の考え」3点目が、平成23年3月8日付「産業廃棄物処理場計画を考える会からの意見書」に対する前橋市の考え方というものでございますが、今般この意見書に対し平成23年5月10日付で「産業廃棄物処理施設申請者から提出された反論書」が提出されておまして、前橋市からは、双方の言い分を踏まえた考え方をいただいておりますので、併せて御報告させていただきます。

また、県へいただきました検討課題でございますが、当審議会にて御審議いただく対象であります「がれきの破碎施設」に問題がなく、審議の対象ではない「低温分解処理施設」にやや問題があった場合、当審議会において「都市計画上支障がない」という判断をしやすいかどうかについて、県の見解を求められたものであります。

はじめに、県の検討課題から説明をさせていただきます。まず、都道府県の都市計画審議会の法的な位置付けでございますが、都市計画審議会は、都市計画法第77条第1項に、「この法律によりその権限に属された事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に都市計画審議会を置く。」と規定されております。建築基準法第51条ただし書では、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合」と規定しております。つまり、都市計画審議会の議を経たものでなければ、許可ができないこ

とになります。それでは、どういう点について議を経るのか、御審議いただくのかと申しますと、議案の表題にございますとおり、建築基準法第51条の対象施設となるものに関する都市計画上の支障の有無について御審議いただくということでございまして、本件に即して言えば「がれきの破碎施設」の都市計画上の支障の有無ということになります。従いまして、県としましては、付議案件に特化して御審議いただき判断していただくことが適切であると考えております。県の検討課題に関する見解は、以上でございます。

つづきまして、前橋市の検討課題3点について御報告させていただきます。まず、「住民の方の意向と前橋市の考え」でございますが、事業者は、地元住民に対し、これまで3回説明会を開催し、更に本年5月27日に4回目の説明会を開催しているものの、地元住民の理解を得るには至っていないのが現状であるとのことでございます。しかしながら、現時点で考え得る問題点については、シミュレーションとしての机上値ではありますが、いずれの事項も基準値等をクリアしているため、住民の不安について前橋市としては、今の時点においては問題ないものと理解しているとのことであります。一方で、前橋市にも多くの反対署名が提出されており、地元住民の不安については払拭されていない状況もございまして、市としては引き続き事業者に対し、施設の安全性・環境配慮について、地元住民に誠意を持って説明するよう指導するとともに、生活環境影響調査の結果を踏まえ、廃棄物処理法等の法令に則り慎重かつ厳正に審査をし、不備な点があれば、的確に是正、指導を行っていく考えであるということでございます。次に、「事前協議書に対する前橋市の考え」でございますが、この手続きに関しましては、廃棄物処理法の許可手続きに関連した事前協議でございまして、当然のことながら法令を根拠としない行政指導の範囲での文書のやりとりというものでございます。また、合意書自体も、生活環境影響調査の実施を行うことに対するものでありますので、それが撤回されたとしても、手続きの遂行を妨げるものではないため、前橋市としては、特にやり直しを求めないということになります。最後に「平成23年3月8日付「産業廃棄物処理場計画を考える会からの意見書」及び平成23年5月10日付「産業廃棄物処理施設申請者から提出された反論書」に対する前橋市の考え方」でございます。お手元の参考資料10ページから15ページに意見書、反論書のコピーがございますので御参考にしてください。事業者は、地元住民に対し説明会や説明文書により理解を求めています。未だに見解の相違があり、理解を得られていない状況にあると、前橋市としては判断しております。一方で、建築基準法や廃棄物処理法の許可においては、地元住民の同意を条件としておらず、国からは、建築基準法上、周辺住民の同意は要件とされていないこと、及び当該手続きに関しては行政手続き法に則った運用を図る必要があることなどにつき、技術的助言が出されているところであります。

したがって、前橋市としては、周辺住民の反対意見があるからといって、都市計画上支障がないものについてこれを許可しないという判断は許されず、対応に苦慮している、ということでございます。

そんな中で、平成23年5月10日の事業者の反論書によれば、事業者自身も「迷惑施設」を建設することを自覚しており、今後も地元住民の意見を聴きながら理解を求める努力をする旨の意思表示をしており、また、5月27日の説明会においても、引き続き説明会を実施することが事業者、地元住民双方で確認されております。このような状況でございますので、前橋市としては、両者の歩み寄りが図られるよう、今後も継続して行政指導

していく考えであるということでございます。以上が前橋市への検討課題3点に関する前橋市の見解でございます。

以上で、調査結果の御報告を終わらせていただきます。

(議長)

ただ今御報告がありましたけれども事務局として、本件の取扱について御意見があれば。

(事務局)

本件については、事業内容を住民に理解していただくため、5月27日に事業者が説明会を開催したとのことです。しかしながら、住民の不安を払拭するような安全対策などについて満足のいく説明は出来なかったとも聞いております。また、「産業廃棄物処理場計画を考える会」から、当日の説明会ではとても理解出来ない部分もあるということで、次回説明会の要望が出され、事業者側もこれを了承し、閉会したとのことでございます。

従って、今回も継続審議として、事業者は、住民に対しさらに事業内容の説明を行っていただくことが妥当かと思えます。

(議長)

ただ今の説明によりますと、前回いくつかの課題がありまして継続ということでありましたが、今回ももう一度継続したらどうかとの御提案でございますが、それについての委員の方々の御意見、御質問をお願いいたします。

(森田委員)

審議案件が産廃のがれき施設だということで、にもかかわらず前回から申請以外のところの議論がされていて、今回も参考資料として、住民の方と事業者側、両方の書類がついていまして、今日どうするのかなと思っていたのですけれども。それぞれ住民の方はこう。事業者側はこう。それが一致しない部分があるので、双方の意見が異なるまま、どちらを材料としたらいいのか迷うところで、そういう点については、今回、御判断されてたということですが、事前にこの場で審議できるように、それぞれの主張を検証していただいて、例えば、こちらでは悪臭が生じた、こちらは生じていないと、全く違うことが書いてあって、この場で検証できませんから、事前に検証したうえで議論すべきだなと思えます。

(議長)

他にはございますか。

(小山委員)

前橋市からの考え方とか口頭で示されましたけれども、耳で聴いただけでは分かりにくいので、文書でこの場に示していただきたいと思えます。

(議長)

では、いくつか要望なり出ましたので、そういう点もふまえてもう一度だけ継続審議と
いうことでよろしゅうございますか。それでは、本案については継続審議といたしまして、
次回の説明会開催も了解があるということでございますので、それをやっていただくこと
にしたいと思います。先ほど、申し上げたような要望がありましたので、それをふまえて
御報告を次回お願いいたします。

(議長)

以上で、本日の議案の審議は終了致しました。

傍聴人におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(議長)

それでは最後、「5 その他」でございます。

(事務局)

現在、都市計画課では、今後の都市整備や都市計画マスタープラン、区域区分策定の指
針となります「(仮称)ぐんま都市ビジョン」の策定に着手しております。ぐんま都市ビ
ジョンの中では人口減少、少子化、高齢化、厳しい財政状況や地方分権の推進など、社会
状況の変化を捉えまして、本県都市の特徴をふまえた最適な都市構造の実現化に向けて、
講ずべき施策の取り組み方針や市町村との協力、連携の方針を示す予定でございます。次
回以降の都市計画審議会で「ぐんま都市ビジョン」の内容の報告や、御意見をいただきた
いと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(議長)

では、次回の日程等についてお願いします。

(事務局)

次回、第158回審議会の開催についてですが、通例によりますと9月の定例県議会後
の開催でございますが、継続審議案件もございますので、会長に御相談して期日を決定さ
せていただきたいと思います。

(議長)

よろしゅうございますか。あまり長く置けないと思いますので、事務局と相談して御
通知申し上げます。

それでは、他にないようでありますので、本日は閉会といたします。熱心なご審議をい
ただきまして、ありがとうございました。

(閉会 2 : 30)

(議事録署名人)
